

# 区立学校適正配置 第一次実施計画

平成20年(2008年) 2月

練馬区教育委員会

# 目 次

第1章 適正配置を進めるにあたって	
1 適正配置の必要性	1
2 適正規模	1
3 適正配置基本方針	2
第2章 第一次実施計画の基本的な考え方	
1 計画期間	3
2 基礎とした数値	3
3 計画の対象校 ..	3
第3章 第一次実施計画の内容	
1 概要	4
2 統合の実施時期	6
3 統合新校の位置 ..	6
4 通学区域	6
5 特別支援学級	6
第4章 学校別実施計画	
1 光が丘第一小学校と光が丘第二小学校の統合	7
2 光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合	10
3 光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の統合	13
4 光が丘第七小学校と田柄第三小学校の統合	17
第5章 第一次実施計画を進めるにあたっての具体的な取り組み	
1 統合を円滑に進めるための取り組み	21
2 教育内容の充実と教育環境の整備	22
3 跡施設の活用	24

資料編

計画策定までの経過

## 第1章 適正配置を進めるにあたって

### 1 適正配置の必要性

練馬区では、これまで人口増に合わせて、区立小・中学校および区立幼稚園を整備してきました。その結果、現在、小学校 69 校、中学校 34 校、幼稚園 5 園を設置・運営しています。

しかしながら、区の総人口が増加しているなか、現在、区立小・中学校の児童生徒数は少子化の影響により、昭和 50 年代のピーク時の約 6 割まで減少し、全体としては区立学校の小規模化が進んでいます。一方、マンションや戸建て住宅の建設などにより、児童生徒数が増加傾向の学校もあり、この影響から、児童生徒数および学級数に学校間で格差が生じています〔資料編の資料 1、資料 2 を参照〕。

児童生徒数が著しく少ない学校や、逆に多い学校においては、教育指導上や学校運営上の課題が生じる傾向があります。一方、確かな学力の向上のための一層の取り組みや小中一貫教育の推進、老朽化した校舎の改築など、新たな教育課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の改善を図るためには、児童生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえ、学校の適正配置を進める必要があります。

また、区立幼稚園は 5 園のうち 4 園を光が丘地区に設置していますが、光が丘地区の幼児人口が設置当初に比べて大幅に減少していることから、幼稚園についても適正配置を進める必要があります。

### 2 適正規模

#### (1) 適正規模の制定

学校は、集団生活の中で学習したり友情を育<sup>はぐく</sup>んだりすることを通して、児童生徒が互いに切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>しながら、学力や社会性などを身につける場です。しかし、規模が小さくなると、集団教育の良さが生かされないことにもなりかねません。また、規模が大きすぎると、教室数が不足するなど、主に施設面での弊害が生じてきます。

そこで、適正配置を進めるにあたっては、まず学校の適正規模の考え方を整理する必要があります。教育委員会では、平成 15 年 12 月に「適正規模検討委員会」を設置し、16 年 3 月、区立小・中学校の適正規模を以下のとおり定めました。小学校の適正規模を定めるにあたっては、国の標準規模、単学級（1 学年あたり 1 学級）の回避、現在の学級規模状況を考慮しました。また、中学校の適正規模を定めるにあたっては、国の標準規模、教科担任制による教員配置の状況を考慮しました。

なお、適正規模を下回る学校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）を「過大規模校」としました。

小学校 1校あたり 12～18 学級  
(ただし、19～24 学級までは許容範囲)  
中学校 1校あたり 11～18 学級

※ 国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により、  
小・中学校とも「12 学級以上 18 学級以下」としている。

## (2) 適正規模の効果

教育委員会では、適正規模の区立小・中学校をつくることにより、以下のような学校教育上の効果があると考えています。

### ① 集団生活面

- ・ 小学校では、単学級が解消され、学級の編成替え（クラス替え）ができることにより、交友関係が広がり、多様なものの見方・考え方にふれる機会が得られる。
- ・ 児童生徒が相互に刺激しあうという集団生活の良さが生かされ、学年や学校全体に活気が生まれる。

### ② 学習活動面

- ・ 合唱・合奏、球技・競技などの学習活動や学芸会、運動会などの学校行事等において、一定規模の集団による多様な活動が可能である。
- ・ 一定規模の教員数の確保により、習熟度別学習などの多様な学習指導や学校行事等における多様な指導が実践できる。

### ③ 学校運営面

- ・ 小学校では、複数の教員で学年を運営することにより、授業研究、情報交換などが可能となり、指導方法の広がりや深まりが期待できる。
- ・ 中学校では、生徒の能力や適性および興味・関心に応じた多様な選択教科や部活動の開設が可能である。

## 3 適正配置基本方針

適正規模を定めた後、適正配置の基本方針と具体的な進め方について検討するため、平成 16 年 9 月に「適正配置検討委員会」を設置しました。同年 12 月、検討委員会から提出された答申を踏まえ、平成 17 年 2 月に「基本方針（案）」をまとめ、約 1 か月間、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、区民から意見を募集しました。同年 4 月、教育委員会では区民からいただいた意見・要望等を踏まえ、適正配置の指針となる「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（以下「基本方針」とする。）」を策定しました。

区立小・中学校の適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進めていきます。

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努める。  
なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進める。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努める。

区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置は、実施計画を策定し、それに基づき進めていきます。実施計画は、原則として5か年を計画期間とし、児童生徒数の動向などを踏まえ、策定から3年目に見直しを行います。

## 第2章 第一次実施計画の基本的な考え方

### 1 計画期間

区立学校適正配置第一次実施計画（以下「第一次実施計画」とする。）の計画期間は、平成19年度から23年度までとします。なお、児童生徒数の動向などを踏まえ、平成21年度に見直しを行い、22年度から26年度までを計画期間とする第二次実施計画を策定します。

### 2 基礎とした数値

第一次実施計画の検討にあたっては、平成24年度の児童生徒数および学級数の推計（平成19年度東京都教育人口推計。以下「都教育人口推計」とする。）を基礎数値として使用しました。都教育人口推計では、住民基本台帳に基づく就学予定者数、現在の児童生徒数および今後の集合住宅計画の有無などを考慮して推計を行っています。

都教育人口推計によると、練馬区では平成24年度に、小学校の過小規模校が14校、過大規模校が1校となり、中学校の過小規模校が16校、過大規模校が1校となる見込みです〔資料編の資料5を参照〕。

### 3 計画の対象校

教育委員会では、基本方針に沿って、以下のとおり第一次実施計画の対象校を選定しました。

#### (1) 小学校

##### ① 過小規模校（14校）

過小規模校のうち、10学級と11学級の学校（7校）については、今後の児童数および学級数の推移を見ることにしました。

次に、9学級以下の過小規模校（7校）について検討を行いました。その中で、光が丘第二小学校、光が丘第四小学校、光が丘第五小学校、光が丘第七小学校、田柄第三小学校の5校については、隣接校との統合により適正規模を確保することにしました。

旭丘小学校（7学級）については、通学区域の変更により適正規模を確保することが難しく、校舎の改築時に隣接校との統合を検討する必要があります。また、光が丘第八小学

校（6学級）については、通学区域の変更により適正規模を確保することが難しく、隣接校との統合も、施設規模の面から現段階では難しい状況です。そのため両校については、第一次実施計画の対象としないことにしました。

光が丘第三小学校については10学級ですが、隣接校である光が丘第四小学校の適正規模を確保するため、統合の対象としました。また、光が丘第一小学校および光が丘第六小学校については適正規模を維持していますが、隣接校の光が丘第二小学校および光が丘第五小学校の適正規模を確保するため、統合の対象としました。

## ② 過大規模校（1校）

過大規模校の中村小学校については26学級ですが、通学区域外からの就学を極力抑えることにより、今後、適正規模に近づくと判断し、第一次実施計画の対象としないことにしました。

## (2) 中学校

平成17年4月から、中学校に入学する生徒を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる学校選択制度を実施しています。この制度の導入からまだ3年しか経過していないことや学校選択制度の検証を行う必要があることから、中学校については第一次実施計画の対象としないことにしました。

## (3) 幼稚園

幼稚園については、今後、教育委員会において就学前教育の充実および区立幼稚園のあり方などについて検討し、その結果を踏まえて、幼稚園の適正配置を検討する必要があることから、第一次実施計画の対象としないことにしました。

## 第3章 第一次実施計画の内容

### 1 概要

光が丘地区の小学校の適正規模を確保するため、平成22年4月、小学校8校を4校に統合します。統合の対象校、統合の組み合わせ、統合新校の児童数・学級数、統合新校の位置および統合の実施時期は、5ページの【統合の組み合わせおよび実施時期など】のとおりです。また、通学区域の変更箇所は、5ページの【通学区域の変更箇所】のとおりです。

統合にあたっては、住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえて、統合の組み合わせを選定しました。

【統合の組み合わせおよび実施時期など】

	統合の対象校 (児童数、学級数)	統合新校の児童数、学級数	統合新校の位置	統合の実施時期
1	光が丘第一小 (380人、13学級) 光が丘第二小 (221人、8学級)	597人、18学級	現 光が丘第一小	平成22年4月
2	光が丘第三小 (267人、10学級) [290人、13学級] 光が丘第四小 (224人、7学級)	495人、17学級 [518人、20学級]	現 光が丘第四小	
3	光が丘第五小 (144人、6学級) 光が丘第六小 (434人、13学級)	584人、18学級	現 光が丘第六小	
4	光が丘第七小 (130人、6学級) 田柄第三小 (305人、11学級)	432人、13学級	現 田柄第三小	

- ※ 対象校の児童数および学級数は、都教育人口推計に基づいた平成22年4月現在の数値です。
- ※ [ ] は、特別支援学級を含んだ数値です。
- ※ 統合新校の児童数および学級数は、都教育人口推計値を基に、練馬区教育委員会が通学区域の変更による影響を加味した数値です。

【通学区域の変更箇所（統合後、そのまま統合新校の通学区域に移行する区域は除く）】

	通学区域	変更前	変更後
①	田柄5丁目10～17番	【小学校】 光が丘第七小  【中学校】 光が丘第四中	【小学校】 光が丘第五小と 光が丘第六小の統合新校 【中学校】 光が丘第三中
②	田柄5丁目4～7番	【小学校】 練馬小  【中学校】 練馬中	【小学校】 光が丘第五小と 光が丘第六小の統合新校 【中学校】 光が丘第三中
③	光が丘3丁目9番2号・3号	【小学校】 光が丘第二小  【中学校】 光が丘第一中	【小学校】 光が丘第三小と 光が丘第四小の統合新校 【中学校】 光が丘第二中
④	光が丘2丁目8番1号・2号	【小学校】 光が丘第六小  【中学校】 光が丘第三中	【小学校】 光が丘第七小と 田柄第三小の統合新校 【中学校】 光が丘第四中

- ※ 平成22年4月以降、新たに入学する児童および生徒から適用します。
- ※ 通学区域を変更する地域の児童で、平成21年度までに変更前の小学校に入学した児童については、希望により、変更前の中学校への入学を認める経過措置を設けます。

## 2 統合の実施時期

光が丘地区の小学校は、児童数および学級数の減少が著しく、単学級が多く存在するため、できるだけ早い時期に統合を行う必要があります。一方、統合までには、児童、保護者および教職員間の交流、閉校の準備、統合新校の校名選定や改修工事などの準備が必要となります。そのため、統合までの準備期間を2年間設けることとします。

光が丘地区は、都市計画法上「一団地の住宅施設」として一体的に開発された経緯があり、ひとつの大きなコミュニティを形成しています。また、通学区域外からの通学児童を除けば、今後、新1年生となる幼児人口も非常に少なく、いずれの学校も同じ状況です。そのため、光が丘地区の小学校8校を同時期（平成22年4月）に統合します。

## 3 統合新校の位置

統合新校の位置については、敷地面積、校舎面積、教室数、通学区域などを考慮し、総合的に判断しました〔資料編の資料7を参照〕。いずれの学校にもそれぞれ長所はありますが、教室数に余裕があることと、統合新校の位置が通学区域の中心となることを優先しました。特に、教室数に余裕があると、少人数指導、総合的な学習、広い空間を使用する工作物の製作など、多様化する学習形態に幅広く対応することが可能となり、教育内容の充実に大変有効です。

## 4 通学区域

統合新校の通学区域は、原則として統合対象校の通学区域を合わせたものとします。ただし、統合新校までの通学距離、通学区域外の就学の状況および今後の児童数の見込みなどを考慮し、統合の実施時期に合わせて、練馬小学校、光が丘第二小学校、光が丘第六小学校および光が丘第七小学校の通学区域の一部を変更します。また、小学校の通学区域の変更に伴い、練馬中学校、光が丘第一中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校および光が丘第四中学校の通学区域の一部も合わせて変更します〔小学校の統合新校の位置および新通学区域は資料14、中学校の新通学区域は資料15を参照〕。

## 5 特別支援学級

光が丘第一小学校の特別支援学級（情緒障害等学級）については、現光が丘第一小学校の位置に設置する統合新校に設置（継続）します。また、光が丘第三小学校の特別支援学級（知的障害学級）については、現光が丘第四小学校の位置に設置する統合新校に設置（移設）します。

特別支援学級の移設等にあたっては、できるだけ児童への負担がないように、十分な配慮を行っていきます。



## 第4章 学校別実施計画

### 1 光が丘第一小学校と光が丘第二小学校の統合

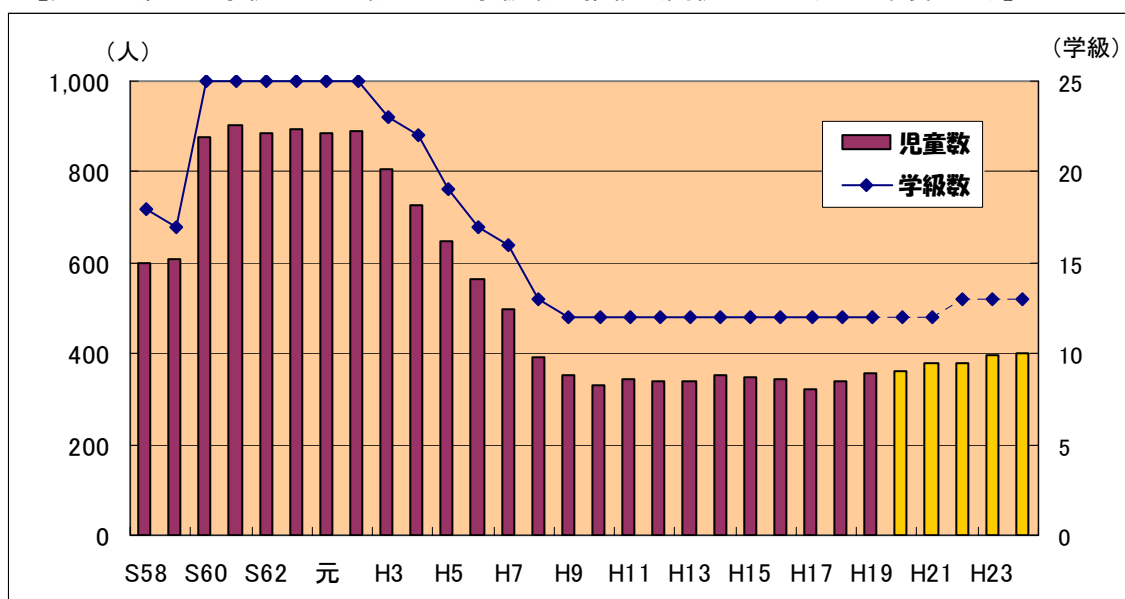
光が丘第一小学校と光が丘第二小学校を統合し、新たな小学校（統合新校）を設置することにより適正規模を確保します。

#### (1) 児童数および学級数の推移

##### ① 光が丘第一小学校

光が丘第一小学校の開校時（昭和58年度）の児童数および学級数（通常学級のみ）は597人、18学級でした。その後、昭和61年度の901人、25学級をピークに減少に転じ、平成19年度は356人、12学級とピーク時の39.5%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成24年度の児童数および学級数は399人、13学級となる見込みです。なお、平成10年度から通級指導学級の特別支援学級（情緒障害等学級）を設置しており、平成19年度は38人、4学級となっています。

【光が丘第一小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成24年度まで）】



※ 平成19年度までは、5月1日現在の数値

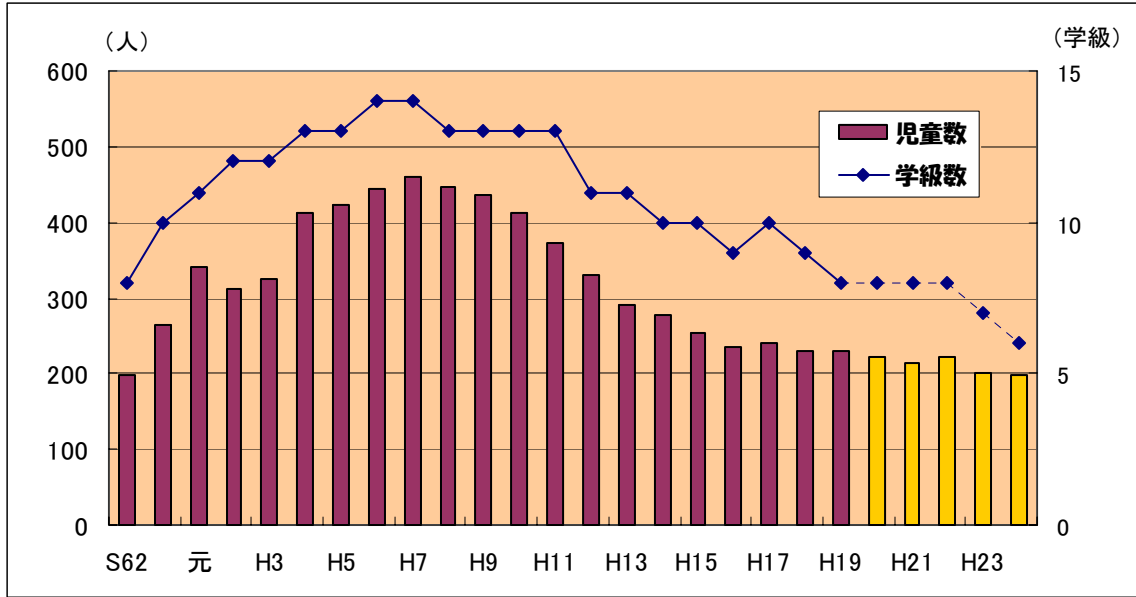
※ 平成20年度以降は、都教育人口推計による数値

※ 通常学級のみ

##### ② 光が丘第二小学校

光が丘第二小学校の開校時（昭和62年度）の児童数および学級数は199人、8学級でした。その後、平成7年度の461人、14学級をピークに減少に転じ、平成19年度は229人、8学級とピーク時の49.7%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成24年度の児童数および学級数は197人、6学級となる見込みです。

【光が丘第二小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成24年度まで）】



※ 平成19年度までは、5月1日現在の数値

※ 平成20年度以降は、都教育人口推計による数値

## (2) 適正規模の確保の方法

光が丘第二小学校の適正規模を確保するため、初めに同校の通学区域の変更を検討しました。

光が丘第二小学校に隣接する小学校は、光が丘第一小学校、光が丘第三小学校、光が丘第四小学校、光が丘第六小学校、豊溪小学校です。このうち、光が丘第三小学校または光が丘第四小学校との調整は、過小規模校のため困難です。また、光が丘第一小学校、光が丘第六小学校、豊溪小学校との調整は、どちらかが過小規模校となってしまいます。

以上から、光が丘第二小学校の適正規模を通学区域の変更によって確保することは難しい状況です。そのため、住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、光が丘第二小学校と最も近い距離に位置する光が丘第一小学校との統合により、光が丘第二小学校の適正規模を確保します。

## (3) 統合の時期

平成22年3月末に光が丘第一小学校および光が丘第二小学校を廃止し、同年4月に新たな小学校（統合新校）を設置します。

## (4) 統合新校の位置

光が丘第一小学校は、光が丘第二小学校と比べて敷地・校舎・運動場の面積および教室数が上回っています〔資料編の資料7を参照〕。また、光が丘第一小学校は、2校の通学区域のほぼ中央に位置しています。そのため、統合新校は現光が丘第一小学校の位置に設置します。

### (5) 特別支援学級

現在、光が丘第一小学校に設置している特別支援学級（情緒障害等学級）については、継続して統合新校に設置します。

### (6) 統合新校の通学区域

統合新校の通学区域は、原則として、現光が丘第一小学校と現光が丘第二小学校の両校の通学区域を合わせた区域です。ただし、統合新校までの通学距離および今後の児童数の見込みを考慮し、光が丘第二小学校の通学区域の一部を光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合新校の通学区域に変更します。変更箇所は以下のとおりとし、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する児童から適用します〔新通学区域は資料編の資料 14 を参照〕。

・光が丘第二小学校の通学区域のうち「光が丘 3 丁目 9 番 2 号・3 号」  
⇒ 光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合新校の通学区域へ

また、今回の統合に合わせて、光が丘第一中学校の通学区域のうち「光が丘 3 丁目 9 番 2 号・3 号」を光が丘第二中学校の通学区域へ変更し、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する生徒から適用します〔新通学区域は資料編の資料 15 を参照〕。

### (7) 統合新校の規模

平成 22 年 4 月の統合新校の設置時における通常学級の児童数および学級数は 597 人、18 学級と推計しています。また、統合新校の特別支援学級（情緒障害等学級）については 38 人、4 学級と推計しています。

区 分	光が丘第一小から (A)		光が丘第二小から (B)		通学区域の 変更 (C)	統合新校 (A) + (B) + (C)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数	学級数
1 年	53	2	28	1	△ 4	77	2
2 年	62	2	27	1	0	89	3
3 年	63	2	34	1	0	97	3
4 年	82	3	39	1	0	121	4
5 年	70	2	42	2	0	112	3
6 年	50	2	51	2	0	101	3
合 計	380	13	221	8	△ 4	597	18

※ (A) および (B) は、都教育人口推計による数値

※ (C) は、練馬区教育委員会が算出した数値

## 2 光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合

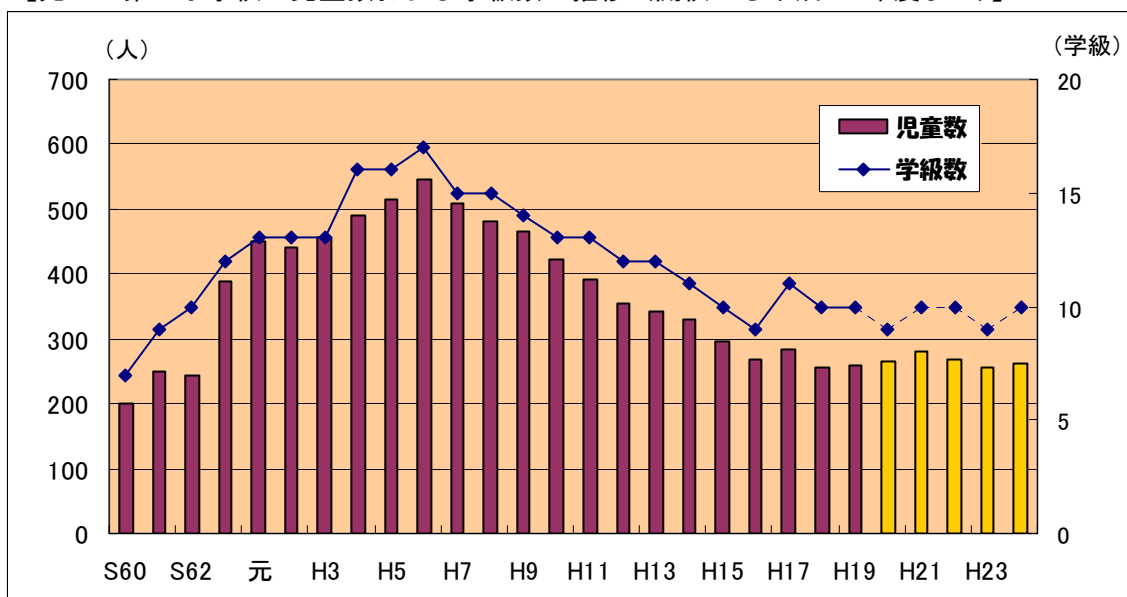
光が丘第三小学校と光が丘第四小学校を統合し、新たな小学校（統合新校）を設置することにより適正規模を確保します。

### (1) 児童数および学級数の推移

#### ① 光が丘第三小学校

光が丘第三小学校の開校時（昭和 60 年度）の児童数および学級数（通常学級のみ）は 199 人、7 学級でした。その後、平成 6 年度の 547 人、17 学級をピークに減少に転じ、平成 19 年度は 259 人、10 学級とピーク時の 47.3%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成 24 年度の児童数および学級数は 262 人、10 学級となる見込みです。なお、開校時から特別支援学級（知的障害学級）を設置しており、平成 19 年度は 23 人、3 学級となっています。

【光が丘第三小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成 24 年度まで）】



※ 平成 19 年度までは、5 月 1 日現在の数値

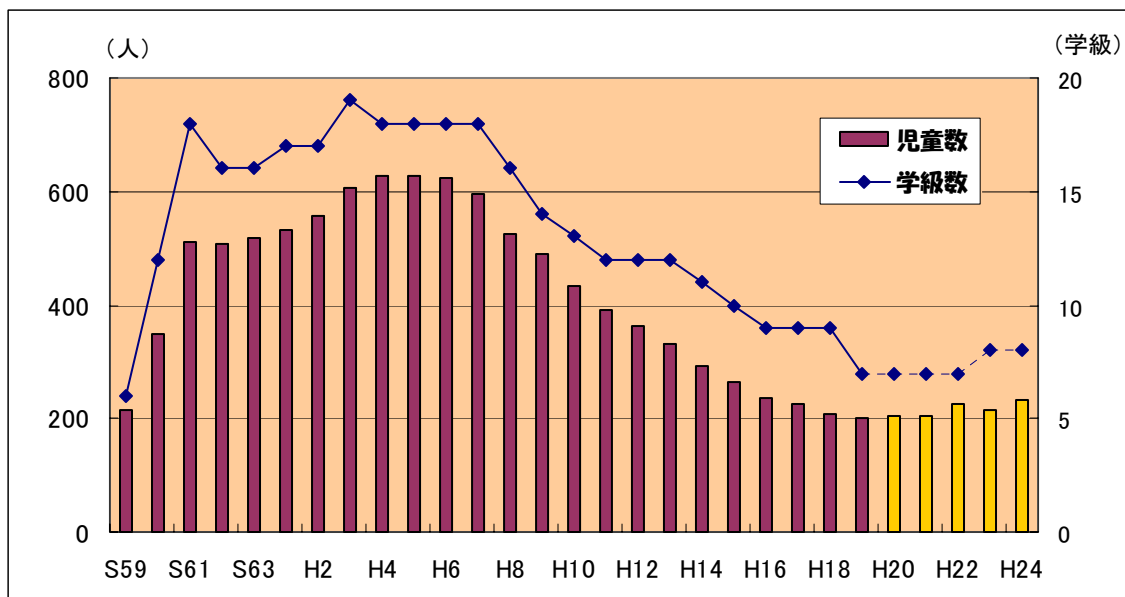
※ 平成 20 年度以降は、都教育人口推計による数値

※ 通常学級のみ

#### ② 光が丘第四小学校

光が丘第四小学校の開校時（昭和 59 年度）の児童数および学級数は 216 人、6 学級でした。その後、児童数については平成 4 年度および平成 5 年度の 628 人、学級数については平成 3 年度の 19 学級をピークに減少に転じ、平成 19 年度は 201 人、7 学級とピーク時の 32.0%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成 24 年度の児童数および学級数は 234 人、8 学級となる見込みです。

## 【光が丘第四小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成24年度まで）】



※ 平成19年度までは、5月1日現在の数値

※ 平成20年度以降は、都教育人口推計による数値

### (2) 適正規模の確保の方法

光が丘第四小学校の適正規模を確保するため、初めに同校の通学区域の変更を検討しました。

光が丘第四小学校に隣接する小学校は、光が丘第二小学校、光が丘第三小学校、光が丘第五小学校、高松小学校です。このうち、光が丘第二小学校、光が丘第三小学校または光が丘第五小学校との調整は、いずれも過小規模校のため困難です。また、高松小学校との調整は、高松小学校のすぐ近くまで通学区域を変更する必要があり、通学区域の設定として望ましくありません。

以上から、光が丘第四小学校の適正規模を通学区域の変更によって確保することは難しい状況です。そのため、住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、光が丘第四小学校と最も近い距離に位置し、同じく過小規模校でもある光が丘第三小学校との統合により、両校の適正規模を確保します。

### (3) 統合の時期

平成22年3月末に光が丘第三小学校および光が丘第四小学校を廃止し、同年4月に新たな小学校（統合新校）を設置します。

### (4) 統合新校の位置

光が丘第四小学校は、光が丘第三小学校と比べて校舎の面積および教室数が上回っています〔資料編の資料7を参照〕。また、光が丘第四小学校は、2校の通学区域のほぼ中央に位置しています。そのため、統合新校は現光が丘第四小学校の位置に設置します。

### (5) 特別支援学級

現在、光が丘第三小学校に設置している特別支援学級（知的障害学級）については、現光が丘第四小学校の位置に設置する統合新校に設置します。

### (6) 統合新校の通学区域

統合新校の通学区域は、原則として、現光が丘第三小学校と現光が丘第四小学校の両校の通学区域を合わせた区域です。ただし、統合新校までの通学距離および今後の児童数の見込みを考慮し、光が丘第二小学校の通学区域の一部を光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合新校の通学区域に変更します。変更箇所は以下のとおりとし、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する児童から適用します〔新通学区域は資料編の資料 14 を参照〕。

・光が丘第二小学校の通学区域のうち「光が丘 3 丁目 9 番 2 号・3 号」  
⇒ 光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合新校の通学区域へ

また、今回の統合に合わせて、光が丘第一中学校の通学区域のうち「光が丘 3 丁目 9 番 2 号・3 号」を光が丘第二中学校の通学区域へ変更し、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する生徒から適用します〔新通学区域は資料編の資料 15 を参照〕。

### (7) 統合新校の規模

平成 22 年 4 月の統合新校の設置時における児童数および学級数は 518 人、20 学級（通常学級 495 人、17 学級、特別支援学級 23 人、3 学級）と推計しています。

区 分	光が丘第三小から (A)		光が丘第四小から (B)		通学区域の 変更 (C)	統合新校 (A) + (B) + (C)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数	学級数
1 年	30	1	47	2	4	81	3
2 年	47	2	40	1	0	87	3
3 年	53	2	37	1	0	90	3
4 年	57	2	37	1	0	94	3
5 年	32	1	23	1	0	55	2
6 年	48	2	40	1	0	88	3
計	267	10	224	7	4	495	17
特別支援 学 級	23	3	0	0	0	23	3
合 計	290	13	224	7	4	518	20

※ (A) および (B) は、都教育人口推計による数値

※ (C) および (D) は、練馬区教育委員会が算出した数値

### 3 光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の統合

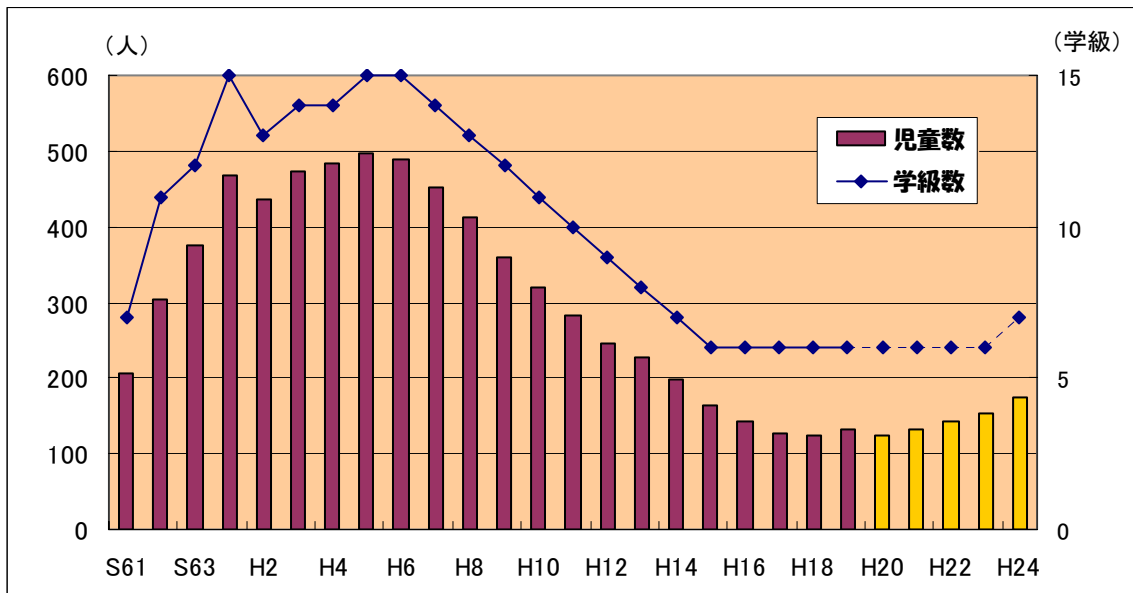
光が丘第五小学校と光が丘第六小学校を統合し、新たな小学校（統合新校）を設置することにより適正規模を確保します。

#### (1) 児童数および学級数の推移

##### ① 光が丘第五小学校

光が丘第五小学校の開校時（昭和 61 年度）の児童数および学級数は 205 人、7 学級でした。その後、平成 5 年度の 496 人、15 学級をピークに減少に転じ、平成 19 年度は 131 人、6 学級とピーク時の 26.4%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成 24 年度の児童数および学級数は 175 人、7 学級となる見込みです。

【光が丘第五小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成 24 年度まで）】



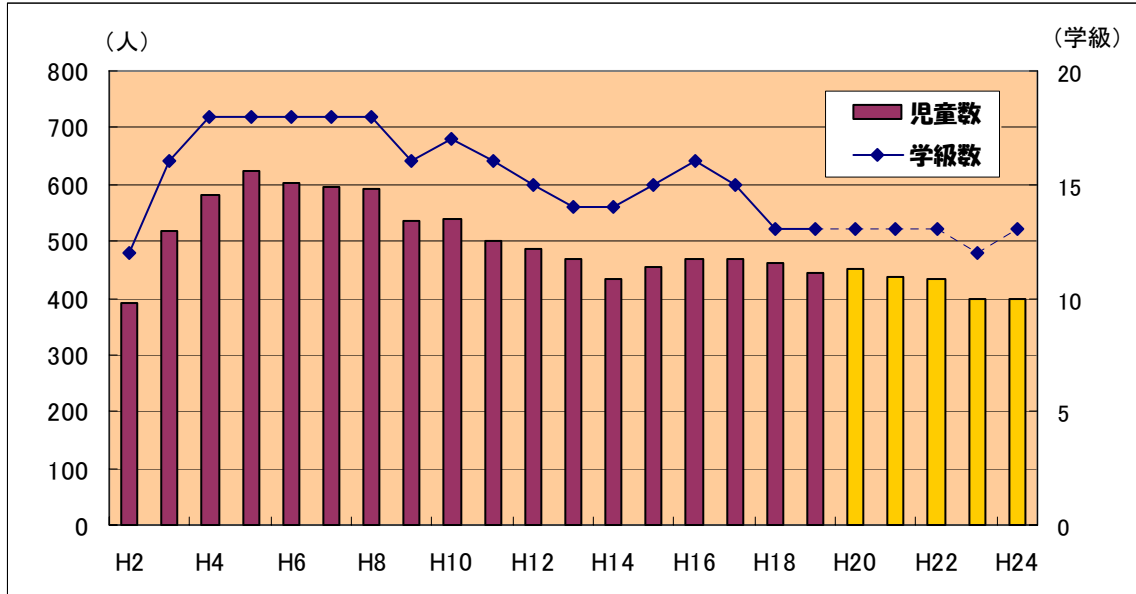
※ 平成 19 年度までは、5 月 1 日現在の数値

※ 平成 20 年度以降は、都教育人口推計による数値

##### ② 光が丘第六小学校

光が丘第六小学校の開校時（平成 2 年度）の児童数および学級数は 390 人、12 学級でした。その後、平成 5 年度の 623 人、18 学級をピークに減少に転じ、平成 19 年度は 445 人、13 学級とピーク時の 71.4%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成 24 年度の児童数および学級数は 399 人、13 学級となる見込みです。

【光が丘第六小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成 24 年度まで）】



※ 平成 19 年度までは、5 月 1 日現在の数値

※ 平成 20 年度以降は、都教育人口推計による数値

## (2) 適正規模の確保の方法

光が丘第五小学校の適正規模を確保するため、初めに同校の通学区域の変更を検討しました。

光が丘第五小学校に隣接する小学校は、練馬小学校、高松小学校、光が丘第四小学校、光が丘第六小学校です。このうち、練馬小学校および高松小学校との調整は、両校のすぐ近くまで通学区域を変更する必要があり、通学区域の設定として望ましくありません。

また、光が丘第四小学校との調整は、過小規模校のため困難です。さらに、光が丘第六小学校との調整は、どちらかが過小規模校になってしまいます。

以上から、光が丘第五小学校の適正規模を通学区域の変更によって確保することは難しい状況です。そのため、住区ごとに 1 中学校 2 小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、光が丘第五小学校と最も近い距離に位置する光が丘第六小学校との統合により、適正規模を確保します。

## (3) 統合の時期

平成 22 年 3 月末に光が丘第五小学校および光が丘第六小学校を廃止し、同年 4 月に新たな小学校（統合新校）を設置します。

## (4) 統合新校の位置

光が丘第六小学校は、光が丘第五小学校と比べて校舎の面積、教室数および運動場の面積が上回っています〔資料編の資料 7 を参照〕。また、光が丘第六小学校は、2 校の通学区域のほぼ中央に位置しています。そのため、統合新校は現光が丘第六小学校の位置に設置しま



す。

### (5) 統合新校の通学区域

統合新校の通学区域は、原則として、現光が丘第五小学校と現光が丘第六小学校の両校の通学区域を合わせた区域です。ただし、統合新校までの通学距離および通学区域外の就学の状況を考慮し、練馬小学校および光が丘第七小学校の通学区域の一部を光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の統合新校の通学区域に変更します。変更箇所は以下のとおりとし、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する児童から適用します〔新通学区域は資料編の資料 14 を参照〕。

- ・練馬小学校の通学区域のうち「田柄 5 丁目 4～7 番」
  - ・光が丘第七小学校の通学区域のうち「田柄 5 丁目 10～17 番」
- ⇒ 光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の統合新校の通学区域へ

また、都営光が丘第三アパートにおける通学区域の変遷や通学路の安全上の観点から、現在、光が丘第六小学校の通学区域である都営光が丘第三アパート 1・2 号棟（光が丘 2 丁目 8 番 1 号・2 号）を、光が丘第七小学校と田柄第三小学校の統合新校の通学区域に変更し、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する児童から適用します〔新通学区域は資料編の資料 14 を参照〕。

- ・光が丘第六小学校の通学区域のうち「光が丘 2 丁目 8 番 1 号・2 号」
- ⇒ 光が丘第七小学校と田柄第三小学校の統合新校の通学区域へ

今回の統合に合わせて、練馬中学校の通学区域のうち「田柄 5 丁目 4～7 番」を、また、光が丘第四中学校の通学区域のうち「田柄 5 丁目 10～17 番」を、それぞれ光が丘第三中学校の通学区域へ変更します。また、光が丘第三中学校の通学区域のうち「光が丘 2 丁目 8 番 1 号・2 号」を光が丘第四中学校の通学区域へ変更します。いずれも、平成 22 年 4 月以降、新たに入学する生徒から適用します〔新通学区域は資料編の資料 15 を参照〕。

## (6) 統合新校の規模

平成 22 年 4 月の統合新校の設置時における児童数および学級数は 584 人、18 学級と推計しています。

区 分	光が丘第五小から (A)		光が丘第六小から (B)		通学区域の 変更 (C)	統合新校 (A) + (B) + (C)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数	学級数
1 年	26	1	81	3	6	113	3
2 年	23	1	80	2	0	103	3
3 年	21	1	62	2	0	83	3
4 年	31	1	61	2	0	92	3
5 年	24	1	75	2	0	99	3
6 年	19	1	75	2	0	94	3
合 計	144	6	434	13	6	584	18

※ (A) および (B) は、都教育人口推計による数値

※ (C)、(D)、(E) は、練馬区教育委員会が算出した数値

## 4 光が丘第七小学校と田柄第三小学校の統合

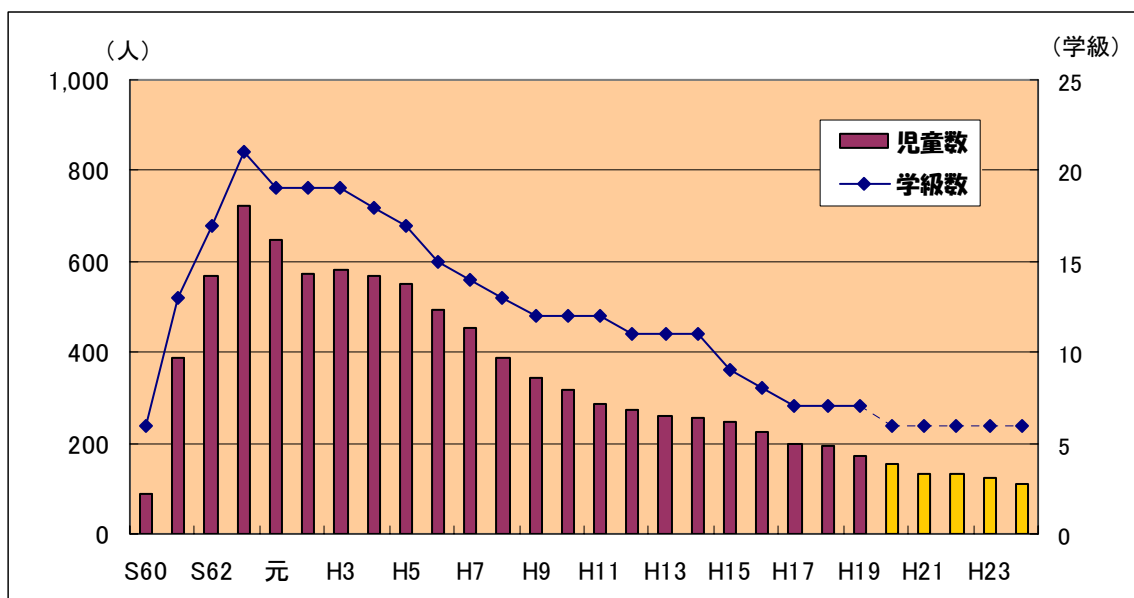
光が丘第七小学校と田柄第三小学校を統合し、新たな小学校（統合新校）を設置することにより適正規模を確保します。

### (1) 児童数および学級数の推移

#### ① 光が丘第七小学校

光が丘第七小学校の開校時（昭和 60 年度）の児童数および学級数は 89 人、6 学級でした。その後、昭和 63 年度の 722 人、21 学級をピークに減少に転じ、平成 19 年度は 172 人、7 学級とピーク時の 23.8%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成 24 年度の児童数および学級数は 108 人、6 学級（すべての学年が 1 学級）となる見込みです。

【光が丘第七小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成 24 年度まで）】



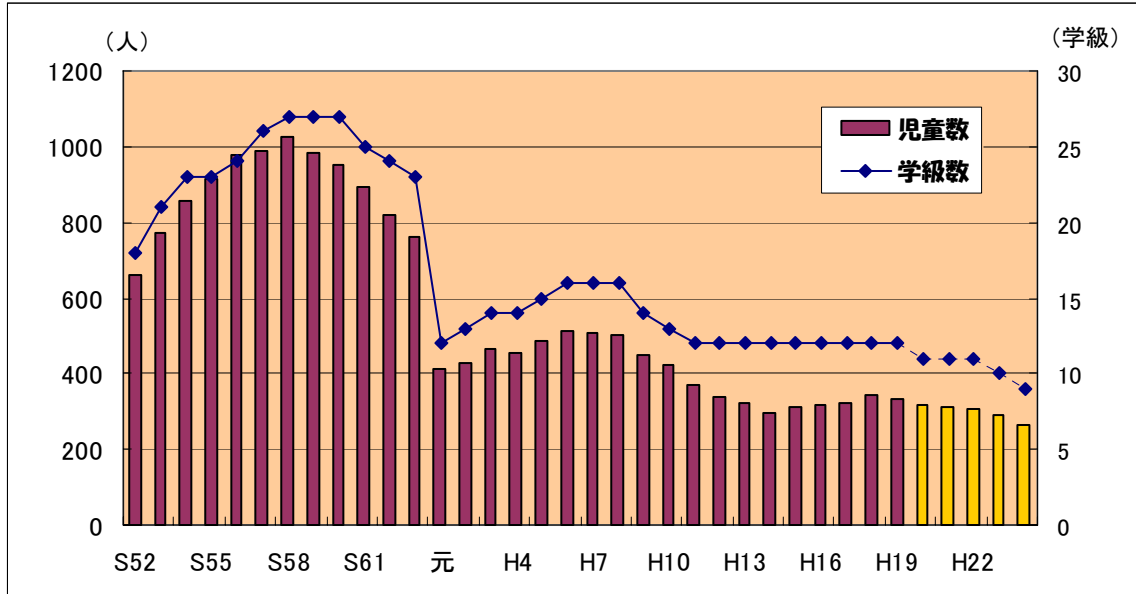
※ 平成 19 年度までは、5 月 1 日現在の数値

※ 平成 20 年度以降は、都教育人口推計による数値

#### ② 田柄第三小学校

田柄第三小学校の開校時（昭和 52 年度）の児童数および学級数は 662 人、18 学級でした。その後、昭和 58 年度の 1,023 人、27 学級をピークに減少に転じ、平成 19 年度は 331 人、12 学級とピーク時の 32.4%（人数比）になっています。また、都教育人口推計によると、平成 24 年度の児童数および学級数は 266 人、9 学級となる見込みです。

【田柄第三小学校の児童数および学級数の推移（開校から平成 24 年度まで）】



※ 平成 19 年度までは、5 月 1 日現在の数値

※ 平成 20 年度以降は、都教育人口推計による数値

## (2) 適正規模の確保の方法

光が丘第七小学校の適正規模を確保するため、初めに同校の通学区域の変更を検討しました。

光が丘第七小学校に隣接する小学校は、練馬小学校、田柄第三小学校、光が丘第六小学校です。このうち、練馬小学校との調整は、練馬小学校のすぐ近くまで通学区域を変更する必要がありますが、通学区域の設定として望ましくありません。また、光が丘第六小学校との調整は、どちらかが過小規模校になってしまいます。

以上から、光が丘第七小学校の適正規模を通学区域の変更によって確保することは難しい状況です。そのため、住区ごとに 1 中学校 2 小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、光が丘第七小学校と最も近い距離に位置し、同じく過小規模校でもある田柄第三小学校との統合により、両校の適正規模を確保します。

## (3) 統合の時期

平成 22 年 3 月末に光が丘第七小学校および田柄第三小学校を廃止し、同年 4 月に新たな小学校（統合新校）を設置します。

## (4) 統合新校の位置

田柄第三小学校は、光が丘第七小学校と比べて校舎の面積および教室数が上回っています〔資料編の資料 7 を参照〕。また、田柄第三小学校は、2 校の通学区域のほぼ中央に位置しています。そのため、統合新校は現田柄第三小学校の位置に設置します。

### (5) 統合新校の通学区域

統合新校の通学区域は、原則として、現光が丘第七小学校と現田柄第三小学校の両校の通学区域を合わせた区域です。ただし、統合新校までの通学距離および通学区域外の就学の状況を考慮し、光が丘第七小学校の通学区域の一部を光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の統合新校の通学区域に変更します。変更箇所は以下のとおりとし、平成22年4月以降、新たに入学する児童から適用します〔新通学区域は資料編の資料14を参照〕。

- ・光が丘第七小学校の通学区域のうち「田柄5丁目10～17番」  
⇒光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の統合新校の通学区域へ

また、都営光が丘第三アパートにおける通学区域の変遷や通学路の安全上の観点から、現在、光が丘第六小学校の通学区域である都営光が丘第三アパート1・2号棟（光が丘2丁目8番1号・2号）を、光が丘第七小学校と田柄第三小学校の統合新校の通学区域に変更し、平成22年4月以降、新たに入学する児童から適用します〔新通学区域は資料編の資料14を参照〕。

- ・光が丘第六小学校の通学区域のうち「光が丘2丁目8番1号・2号」  
⇒光が丘第七小学校と田柄第三小学校の統合新校の通学区域へ

今回の統合に合わせて、光が丘第四中学校の通学区域のうち「田柄5丁目10～17番」を光が丘第三中学校の通学区域へ変更し、光が丘第三中学校の通学区域のうち「光が丘2丁目8番1号・2号」を光が丘第四中学校の通学区域へ変更します。いずれも、平成22年4月以降、新たに入学する生徒から適用します〔新通学区域は資料編の資料15を参照〕。

### (6) 統合新校の規模

平成 22 年 4 月の統合新校の設置時における児童数および学級数は 432 人、13 学級と推計しています。

区 分	光が丘第七小から (A)		田柄第三小から (B)		通学区域の 変更 (C)	統合新校 (A) + (B) + (C)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数	学級数
1 年	22	1	42	2	△ 3	61	2
2 年	16	1	59	2	0	75	2
3 年	21	1	34	1	0	55	2
4 年	18	1	51	2	0	69	2
5 年	30	1	65	2	0	95	3
6 年	23	1	54	2	0	77	2
合 計	130	6	305	11	△ 3	432	13

※ (A) および (B) は、都教育人口推計による数値

※ (C) は、練馬区教育委員会が算出した数値

## 第5章 第一次実施計画を進めるにあたっての具体的な取り組み

### 1 統合を円滑に進めるための取り組み

統合を円滑に進めるため、統合まで2年間の準備期間を設けます。この間、統合新校の開校の準備については、保護者や地域の方々などの協力を得て、以下の取り組みを進めていきます。合わせて、児童がより良い学校生活を過ごせるように、最大限の努力をしていきます。

#### (1) (仮称)統合準備会の設置

平成20年度、統合の組み合わせごとに、校長、学校評議員、保護者の代表、町会・自治会代表、青少年委員などで構成する(仮称)統合準備会を設置します。(仮称)統合準備会では、統合新校の校名・校歌・校章、交流活動、通学路の安全確保、学校指定用品、歴史の保存、校舎の改修などについて協議を行います。統合新校の校名については、基本方針に基づき、原則として新しい名称とします。また、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、(仮称)統合準備会や教職員間で十分話し合いを行い、統合新校の教育方針などを決めていきます。

統合準備の進捗<sup>しんぱく</sup>状況や(仮称)統合準備会の協議内容については、(仮称)統合準備会だよりや教育委員会ホームページなどにより、適宜、保護者や地域の方々へ情報提供をしていきます。

#### (2) 交流活動の実施

統合に伴う児童の不安や動揺をできる限り軽減するため、平成20年4月以降、統合対象校合同で交流活動(例:運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティー教室、給食など)を実施し、児童の交流を深めます。また、心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、統合新校での学習や学校生活が楽しく安定したものになるように努めます。さらに、学校公開日の相互参観や合同校内研修会の実施などにより、保護者や教職員の交流も進め、統合新校の教育活動が充実するように努めます。

#### (3) 教職員配置と学級編制

統合に伴う児童の不安を軽減するとともに、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、統合新校の教職員配置に配慮が必要です。そのため、統合新校には統合対象校それぞれの校長や教職員を適切に配置します。

統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が少なくなったとしても、学級は編制します。その場合には、児童の教育に支障が生じないように創意工夫していきます。また、統合新校の学級の編制にあたっては、統合対象校の児童数の割合を考慮した構成とするなど、人との関わり<sup>かかわ</sup>について配慮します。

#### **(4) 特別支援学級の移設**

特別支援学級（光が丘第三小学校の知的障害学級）の移設にあたっては、できるだけ児童への負担がないように、指導方法の継続、施設の整備、教員や指導補佐員の配置などについて十分な配慮を行います。また、移設先の光が丘第四小学校には、現在、特別支援学級が設置されていないため、光が丘第四小学校の児童や保護者に、特別支援学級に対する理解を深めていただく必要があります。そこで、光が丘第三小学校の特別支援学級の児童への負担に配慮しながら、学校行事や授業参観などについて、両校の児童の交流活動を実施します。また、光が丘第四小学校の保護者や教職員を対象に、特別支援教育に関する講演会などを実施します。

#### **(5) 通学路の安全確保**

統合新校の通学路の安全確保については、(仮称)統合準備会の中で協議していきます。また、各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察署や道路管理者などへ働きかけを行います。

#### **(6) 就学指定校の変更**

児童は、通学区域内の学校（就学指定校）に通うことを原則としており、統合までの間、統合対象校に入学予定の新1年生についても同様です。ただし、統合新校の位置となる小学校への入学を希望する場合は、就学指定校の変更を認める配慮をしていきます。

在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前に、統合新校の位置となる小学校へ個々に移ることは好ましくありません。統合までの2年間、統合対象校間で十分な交流活動を実施した後、現在の学校の児童と一緒に統合新校に通うことが望ましいため、在校生による統合を理由とした就学指定校の変更は認めないこととします。

#### **(7) 学校指定用品への配慮**

(仮称)統合準備会において学校指定用品の買い替えについて協議を行い、その中で買い替えの必要があると判断した品目（例：校帽）については、その費用を区が負担します。また、今後、保護者が購入する学校指定用品（絵の具セット、鍵盤ハーモニカなど）については、平成20年度から統合対象校同士が同一の規格になるように配慮します。

## **2 教育内容の充実と教育環境の整備**

統合を契機として、より一層、学校教育の充実を図るとともに、新たな気持ちで学校生活のスタートが切れるように教育環境を整備します。



### **(1) 指導の充実**

現在、各小・中学校においては、少人数指導やチームティーチングなどを行うための教員や学力向上支援講師を配置し、児童生徒一人一人の個性や学習状況に応じたきめ細かな指導を行っています。

統合新校においては、東京都の「新しい学校づくり重点支援事業」を活用し、原則として1校あたり、平成22年度（統合時）に2名、23年度と24年度に1名、正規の教員を増員配置します。また、練馬区としても、統合から3年間、学力向上支援講師（非常勤）の増員配置を行い、指導の充実に努めます。

また、統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少する可能性は否定できませんが、仮にそうなった場合でも教育の質を低下させてはなりません。そのため、異学年との合同授業や縦割り活動、統合対象校との交流活動などの充実に努め、統合までの間、学校教育に支障がないように創意工夫していきます。

### **(2) 小中連携による教育活動の推進**

教育委員会では、小学校から中学校への段差を低くし、小学生がより意欲をもって中学校に進学できるように、出前授業や部活動体験など、様々な小中連携の取り組みを進めています。統合新校においては、小学校と中学校が近接している光が丘地区の特性を生かして、小中連携教育の一層の充実に努めます。

また、現在、練馬区新長期計画に基づき、小中一貫教育校の設置に向けた検討を行っています。なお、小中一貫教育校は、9年間を見通したカリキュラムに基づき、計画的・継続的に学習指導や生活指導を行う学校です。

### **(3) 給食調理方式の改善**

統合新校の給食の調理方式については、従来から進めてきた自校調理化計画に基づき、統合までに、親子調理方式を含めた自校調理方式に改善します。現在、親子調理校については、「親」の学校に配置した栄養士がアレルギー対応を含めた「子」の学校の業務を行っていますが、今後、食育に関する指導などを充実するため、新たに「子」の学校に非常勤栄養士を配置し、よりきめ細かい対応を図ります。

### **(4) 校舎の整備**

統合新校となる4つの小学校の校舎については、いずれも建設後20年から30年が経過しています。そこで、統合を契機に、通常30年目に行う大規模改修工事を行います。工事の内容としては、内装改修や屋上防水、外壁改修などを予定していますが、（仮称）統合準備会や保護者・児童の意見・要望をお聞きしながら進めていきます。また、改修工事を進めるにあたっては、教育環境に支障のないよう配慮します。

### 3 跡施設の活用

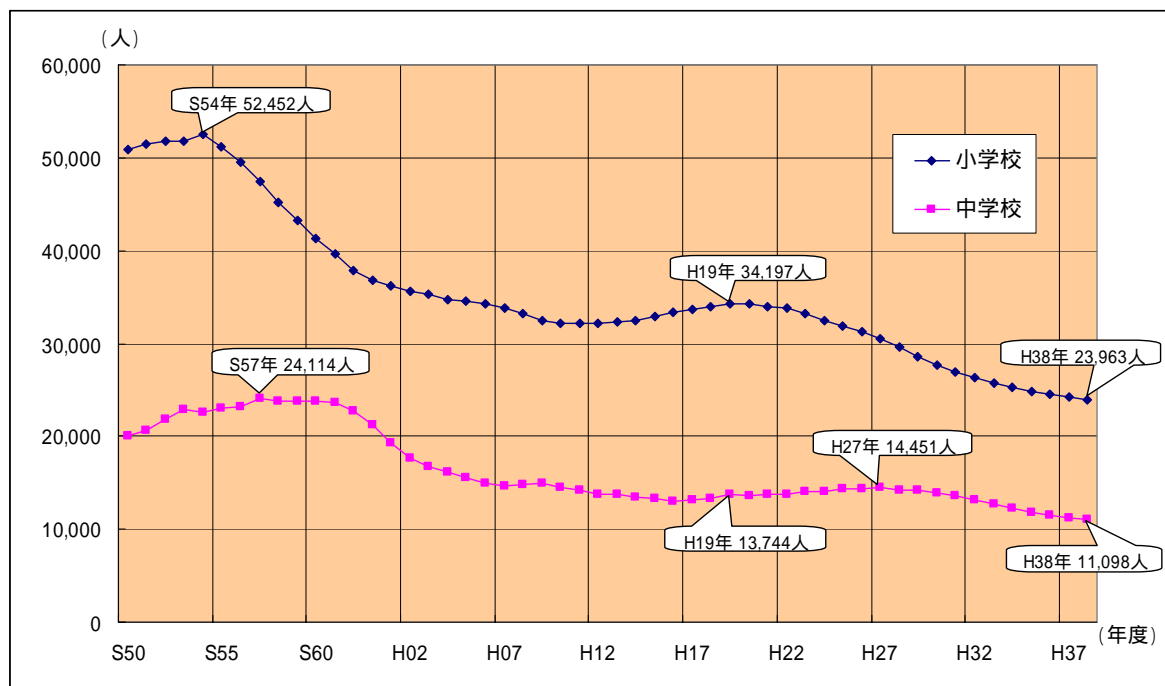
跡施設（統合により学校として使用されなくなった敷地や建物）の活用については、区全体の重要な課題です。光が丘地区の小学校は、建設から30年前後が経過した建物であり、適切な改修等を行うことによって長期にわたり活用が可能です。また、避難拠点や校庭開放など、学校教育以外の目的にも使われています。さらに、光が丘地区には都市計画法や建築基準法にかかる特有の規制があります。

区では、跡施設の活用にあたり、上記の点に留意するとともに、今後、学識経験者や区民を交えた検討会議の設置や区民意見反映制度などを通じて、区民の意見をお聞きした上で、具体的な活用策を定めていきます。

# 資料編

- (資料 1) 児童生徒数の推移と今後の見込み(昭和 50 年度～平成 38 年度)
- (資料 2) 学校規模の格差(平成 19 年度)
- (資料 3) 1 校あたり平均児童生徒数の推移(昭和 50 年度～平成 19 年度)
- (資料 4) 1 校あたり平均学級数の推移(昭和 50 年度～平成 19 年度)
- (資料 5) 学級規模の状況(平成 24 年度推計)
- (資料 6) 1 学級あたりの児童生徒数の状況(平成 19 年度)
- (資料 7) 対象校の施設概要
- (資料 8) 区立小学校の児童数および学級数(平成 19 年度)
- (資料 9) 区立中学校の生徒数および学級数(平成 19 年度)
- (資料 10) 区立小学校の児童数および学級数(平成 19 年度～平成 24 年度)
- (資料 11) 区立中学校の生徒数および学級数(平成 19 年度～平成 24 年度)
- (資料 12) 光が丘地区の小・中学校の児童生徒数の推移と今後の見込み  
(平成 2 年度～平成 24 年度)
- (資料 13) 光が丘地区とそれ以外の地区における小学校の児童数の伸び率比較  
(平成 2 年度～平成 24 年度)
- (資料 14) 統合新校の位置および新通学区域(小学校)
- (資料 15) 新通学区域(中学校)

(資料1) 児童生徒数の推移と今後の見込み(昭和50年度～平成38年度)



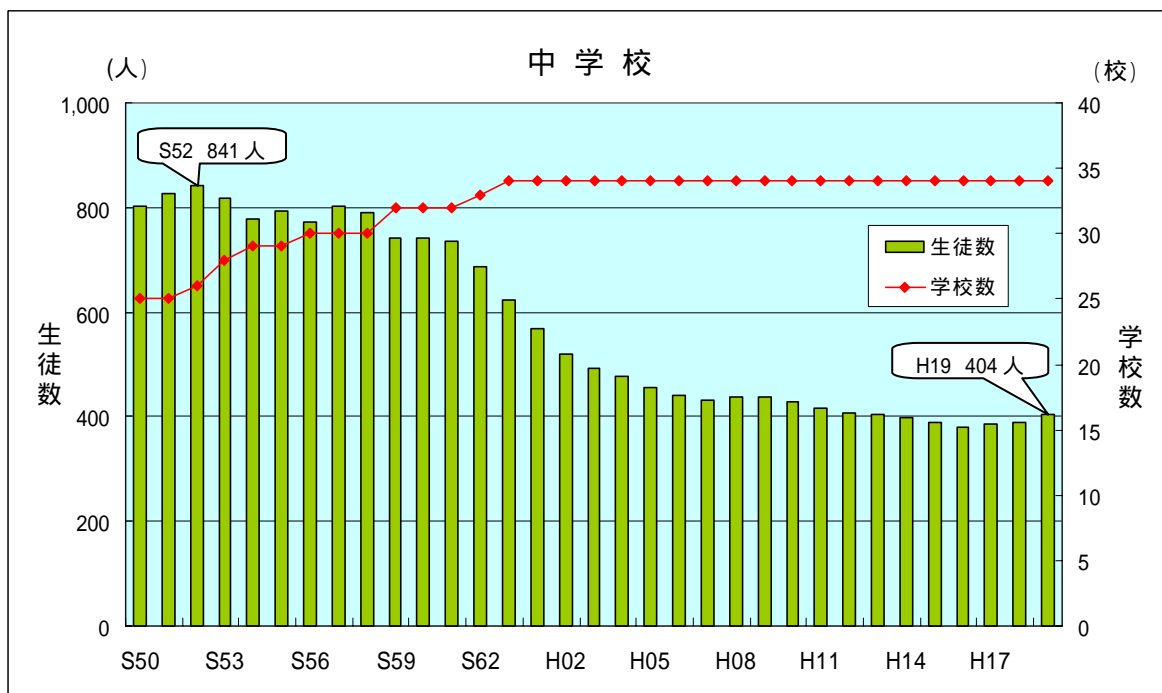
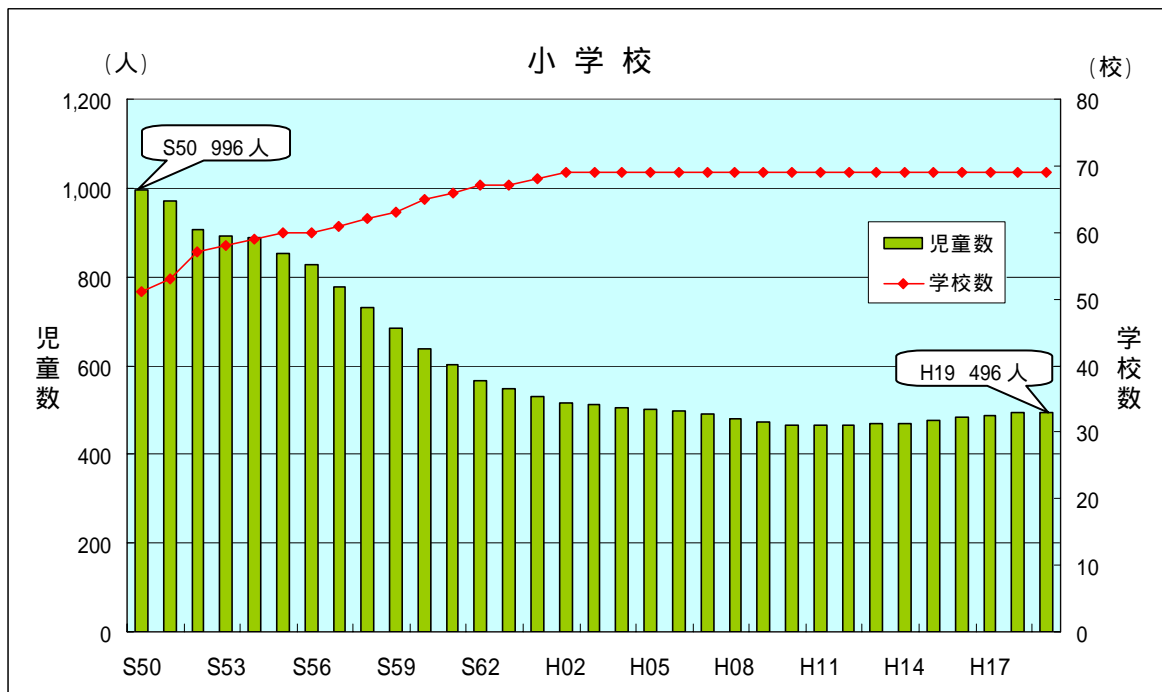
昭和50年度～平成19年度は、各年5月1日現在の数値  
 平成20年度～24年度は、平成19年度東京都教育人口推計による推計値  
 平成25年度～38年度は、練馬区が算出した推計値

(資料2) 学校規模の格差(平成19年度)

区分	児童生徒数			学級数		
	最小校	最大校	格差	最小校	最大校	格差
小学校	131人	901人	6.9倍	6学級	25学級	4.2倍
中学校	180人	707人	3.9倍	6学級	19学級	3.2倍

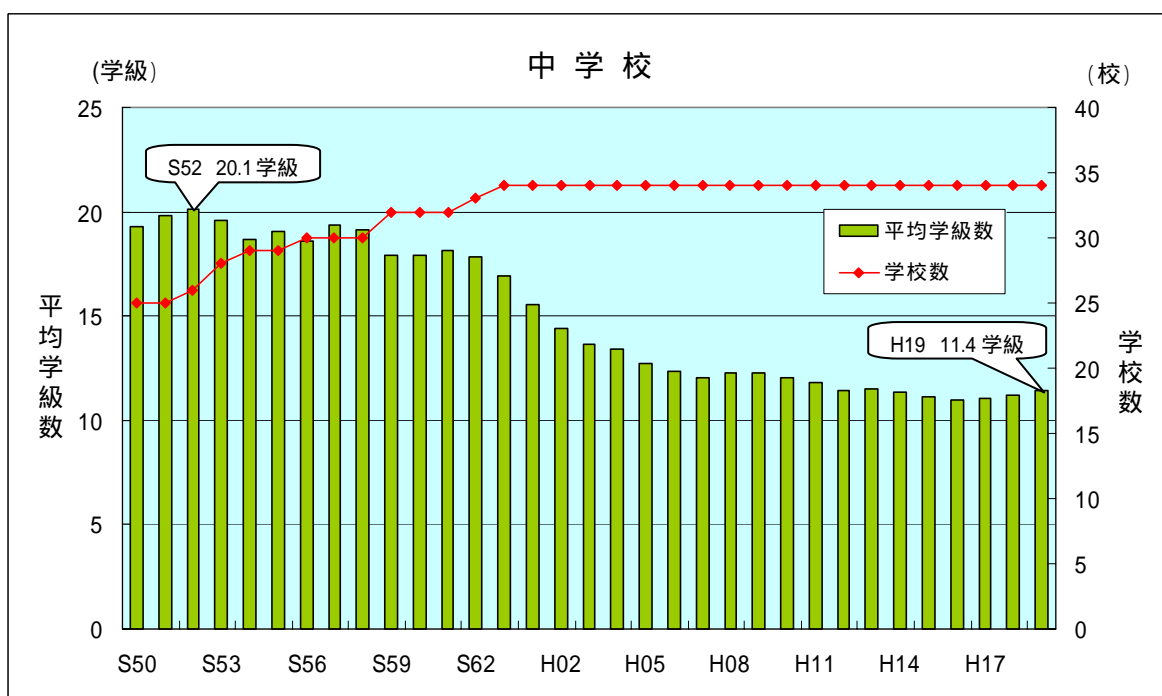
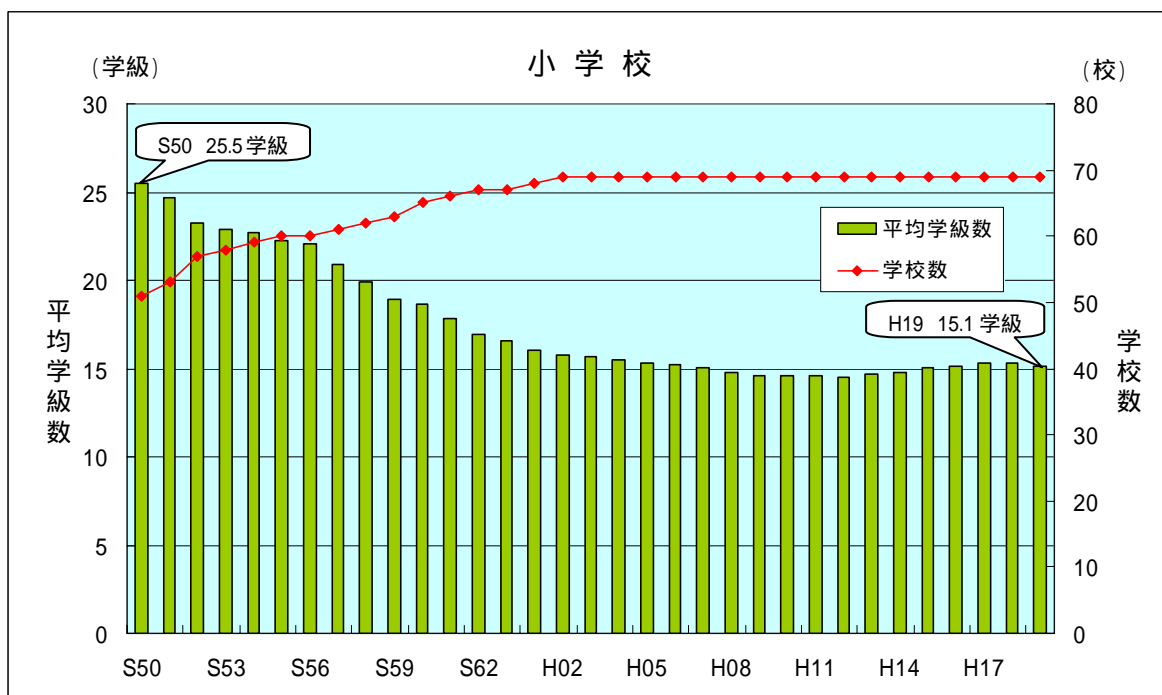
平成19年5月1日現在の数値  
 児童生徒数および学級数は、通常学級のみ

(資料3) 1校あたり平均児童生徒数の推移(昭和50年度~平成19年度)



各年5月1日現在の数値

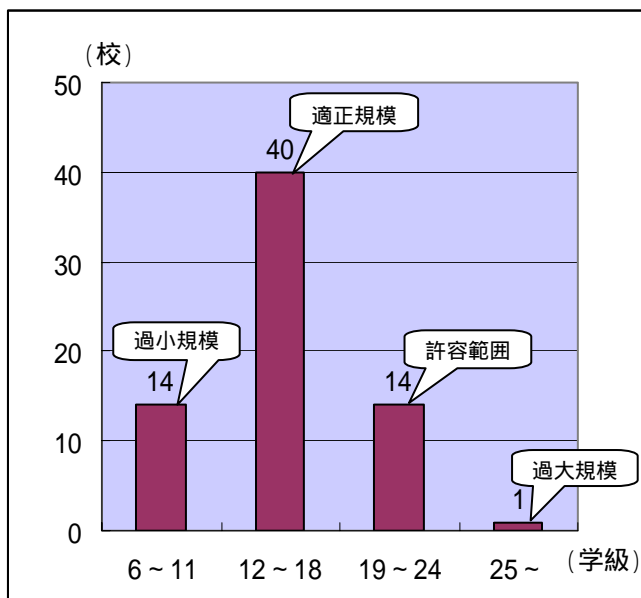
(資料4) 1校あたり平均学級数の推移(昭和50年度~平成19年度)



各年5月1日現在の数値  
通常学級のみ

(資料5) 学級規模の状況(平成24年度推計)

〔小学校〕



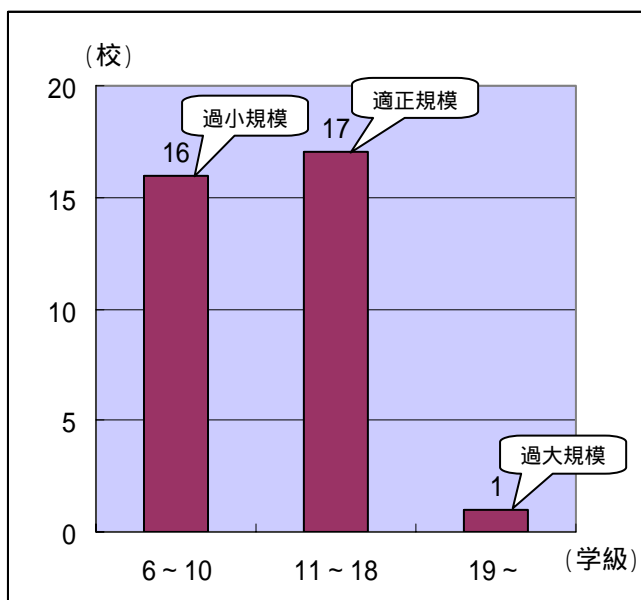
過小規模校(14校)

- ・光が丘第七小 (6学級、108人)
- ・光が丘第二小 (6学級、197人)
- ・光が丘第八小 (6学級、209人)
- ・光が丘第五小 (7学級、175人)
- ・旭丘小 (7学級、207人)
- ・光が丘第四小 (8学級、234人)
- ・田柄第三小 (9学級、266人)
- ・光が丘第三小 (10学級、262人)
- ・春日小 (10学級、284人)
- ・豊玉第二小 (11学級、274人)
- ・南田中小 (11学級、283人)
- ・石神井西小 (11学級、294人)
- ・南が丘小 (11学級、296人)
- ・中村西小 (11学級、310人)

過大規模校(1校)

- ・中村小 (26学級、935人)

〔中学校〕



過小規模校(16校)

- ・旭丘中 (6学級、161人)
- ・豊溪中 (6学級、161人)
- ・大泉学園桜中 (6学級、169人)
- ・光が丘第四中 (6学級、181人)
- ・南が丘中 (6学級、196人)
- ・豊玉第二中 (6学級、197人)
- ・谷原中 (6学級、230人)
- ・八坂中 (9学級、284人)
- ・豊玉中 (9学級、288人)
- ・光が丘第一中 (9学級、302人)
- ・石神井南中 (9学級、306人)
- ・練馬中 (9学級、342人)
- ・開進第三中 (10学級、343人)
- ・北町中 (10学級、347人)
- ・光が丘第二中 (10学級、356人)
- ・光が丘第三中 (10学級、357人)

過大規模校(1校)

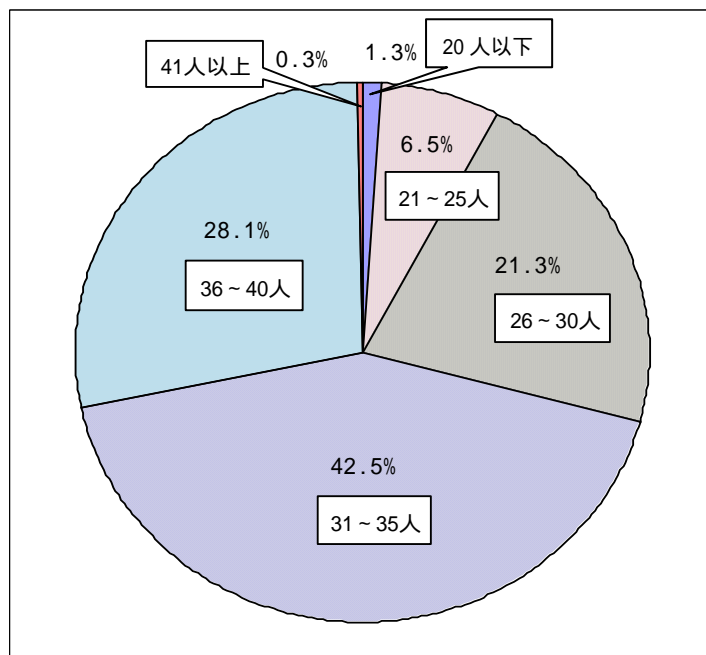
- ・大泉第二中 (19学級、713人)

学級数は、平成19年度東京都教育人口推計に基づく推計値

学級数および児童生徒数は、通常学級のみ

(資料6) 1学級あたりの児童生徒数の状況(平成19年度)

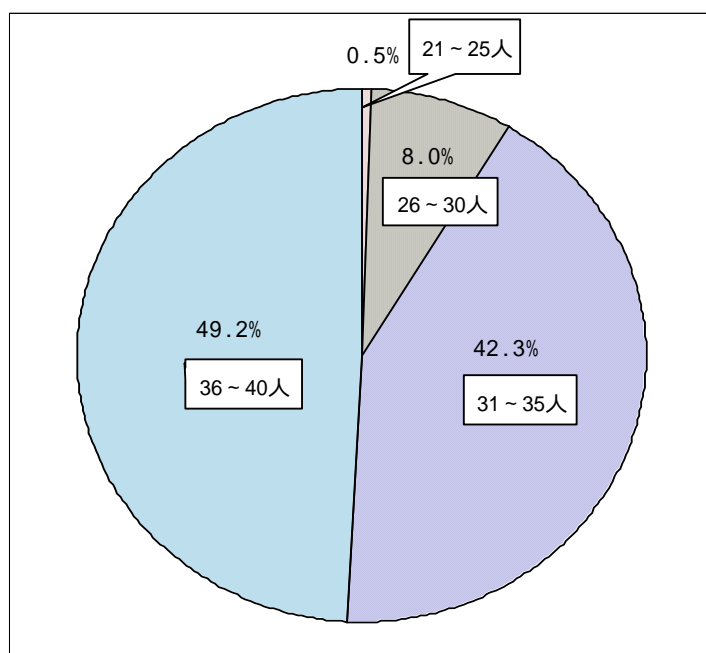
〔小学校〕



	学級数	割合
20人以下	13	1.3%
21~25人	68	6.5%
26~30人	223	21.3%
31~35人	444	42.5%
36~40人	294	28.1%
41人以上	3	0.3%
計	1,045	100.0%

平均 32.5人

〔中学校〕



	学級数	割合
21~25人	2	0.5%
26~30人	31	8.0%
31~35人	164	42.3%
36~40人	191	49.2%
計	388	100.0%

平均 35.1人

平成19年5月1日現在の児童生徒数および学級数に基づいて算出  
通常学級のみ



(資料7) 対象校の施設概要

校名	開校年月日	敷地面積	校舎				体育館の面積	運動場の面積
			面積	構造	階数	開校時の普通教室数		
光が丘第一小学校	昭和58年4月1日	14,110 m <sup>2</sup>	5,337 m <sup>2</sup>	鉄筋 コンクリート造	4階	24 (4学級×6学年)	728 m <sup>2</sup>	8,825 m <sup>2</sup>
光が丘第二小学校	昭和62年4月1日	12,001 m <sup>2</sup>	4,604 m <sup>2</sup>	〃	4階	18 (3学級×6学年)	1,044 m <sup>2</sup>	7,515 m <sup>2</sup>
光が丘第三小学校	昭和60年4月1日	12,001 m <sup>2</sup>	4,432 m <sup>2</sup>	〃	3階	18 (3学級×6学年)	729 m <sup>2</sup>	6,125 m <sup>2</sup>
光が丘第四小学校	昭和59年4月1日	12,001 m <sup>2</sup>	5,239 m <sup>2</sup>	〃	4階	24 (4学級×6学年)	726 m <sup>2</sup>	6,245 m <sup>2</sup>
光が丘第五小学校	昭和61年4月1日	12,001 m <sup>2</sup>	4,579 m <sup>2</sup>	〃	3階	18 (3学級×6学年)	671 m <sup>2</sup>	5,530 m <sup>2</sup>
光が丘第六小学校	平成2年4月1日	12,001 m <sup>2</sup>	6,159 m <sup>2</sup>	〃	4階	24 (4学級×6学年)	1,102 m <sup>2</sup>	6,130 m <sup>2</sup>
光が丘第七小学校	昭和60年4月1日	12,001 m <sup>2</sup>	4,244 m <sup>2</sup>	〃	3階	18 (3学級×6学年)	725 m <sup>2</sup>	6,610 m <sup>2</sup>
田柄第三小学校	昭和52年4月1日	12,000 m <sup>2</sup>	4,814 m <sup>2</sup>	〃	3階	24 (4学級×6学年)	671 m <sup>2</sup>	6,426 m <sup>2</sup>

(資料7)



## (資料9) 区立中学校の生徒数および学級数(平成19年度)

(平成19年5月1日現在)

		1年		2年		3年		合計		特別支援学級		
		生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒数	学級数	生徒数	学級数	障害種別
1	旭丘	48	2	63	2	77	2	188	6	16	2	知的障害
2	豊玉	103	3	74	2	93	3	270	8			
3	豊玉第二	78	2	68	2	61	2	207	6	(32)	4	情緒障害
4	中村	169	5	162	5	146	4	477	14	8	1	知的障害
5	開進第一	172	5	173	5	176	5	521	15			
6	開進第二	172	5	103	3	135	4	410	12	(8)	1	難聴
7	開進第三	109	3	118	3	102	3	329	9	(4)	1	弱視
8	開進第四	186	5	141	4	156	4	483	13			
9	北町	112	3	90	3	148	4	350	10			
10	練馬	105	3	129	4	104	3	338	10	14	2	知的障害
11	練馬東	184	5	136	4	157	4	477	13			
12	貫井	122	4	124	4	165	5	411	13			
13	田柄	191	5	141	4	164	5	496	14			
14	豊溪	64	2	55	2	61	2	180	6			
15	光が丘第一	111	3	113	3	96	3	320	9			
16	光が丘第二	125	4	104	3	113	3	342	10			
17	光が丘第三	126	4	140	4	126	4	392	12	32	4	知的障害
18	光が丘第四	74	2	92	3	85	3	251	8			
19	石神井	233	6	207	6	227	6	667	18	27	4	知的障害
20	石神井東	179	5	181	5	153	4	513	14			
21	石神井西	192	5	189	5	220	6	601	16			
22	石神井南	91	3	91	3	91	3	273	9			
23	上石神井	154	4	135	4	147	4	436	12			
24	南が丘	72	2	78	2	71	2	221	6			
25	谷原	72	2	64	2	87	3	223	7			
26	三原台	159	4	192	5	162	5	513	14			
27	大泉	254	7	224	6	229	6	707	19	38	5	知的障害
28	大泉第二	227	6	221	6	214	6	662	18			
29	大泉西	193	5	162	5	173	5	528	15			
30	大泉北	134	4	132	4	116	3	382	11			
31	大泉学園	152	4	158	4	157	4	467	12			
32	大泉学園桜	73	2	68	2	83	3	224	7			
33	関	180	5	170	5	157	4	507	14			
34	八坂	86	3	75	2	82	3	243	8			
	合計	4,702	132	4,373	126	4,534	130	13,609	388	135(44)	24	

( )内は、通級生で通常学級生徒数の内数

(資料9)



(資料 11) 区立中学校の生徒数および学級数(平成19年度～平成24年度)

		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	旭丘	188	6	164	6	151	6	156	6	162	6	161	6
2	豊玉	270	8	258	8	275	9	262	9	274	9	288	9
3	豊玉第二	207	6	205	6	212	6	206	6	208	6	197	6
4	中村	477	14	503	15	510	15	540	15	542	15	567	15
5	開進第一	521	15	493	14	475	13	469	13	481	14	481	13
6	開進第二	410	12	454	13	519	15	507	14	498	15	484	14
7	開進第三	329	9	335	9	314	9	316	9	332	10	343	10
8	開進第四	483	13	483	13	502	13	481	13	470	13	508	14
9	北町	350	10	313	9	342	10	357	10	360	10	347	10
10	練馬	338	10	330	10	311	9	320	9	336	9	342	9
11	練馬東	477	13	489	14	530	15	527	15	519	14	524	14
12	貫井	411	13	382	12	383	12	385	12	383	12	389	12
13	田柄	496	14	523	14	579	15	578	15	560	15	551	15
14	豊溪	180	6	172	6	160	6	154	6	151	6	161	6
15	光が丘第一	320	9	330	9	310	9	299	9	288	9	302	9
16	光が丘第二	342	10	335	10	351	10	338	9	360	11	356	10
17	光が丘第三	392	12	371	11	360	11	352	10	360	10	357	10
18	光が丘第四	251	8	237	7	212	6	197	6	182	6	181	6
19	石神井	667	18	645	18	641	17	623	18	624	18	623	17
20	石神井東	513	14	534	15	535	15	545	15	573	15	572	15
21	石神井西	601	16	599	16	637	17	672	18	648	17	648	17
22	石神井南	273	9	281	9	286	9	290	9	300	9	306	9
23	上石神井	436	12	417	12	433	12	418	12	427	12	406	12
24	南が丘	221	6	214	6	201	6	191	6	206	6	196	6
25	谷原	223	7	215	6	232	7	235	6	234	6	230	6
26	三原台	513	14	531	14	502	14	525	15	536	15	552	15
27	大泉	707	19	689	19	683	19	644	18	668	18	656	18
28	大泉第二	662	18	650	18	645	18	654	18	693	19	713	19
29	大泉西	528	15	529	14	552	15	545	15	559	15	552	15
30	大泉北	382	11	401	12	419	12	446	12	472	13	504	15
31	大泉学園	467	12	442	12	444	12	456	14	508	15	513	15
32	大泉学園桜	224	7	192	6	178	6	160	6	165	6	169	6
33	関	507	14	510	14	507	15	502	15	527	15	521	14
34	八坂	243	8	257	8	283	9	285	9	276	9	284	9
	合計	13,609	388	13,483	385	13,674	392	13,635	392	13,882	398	13,984	396

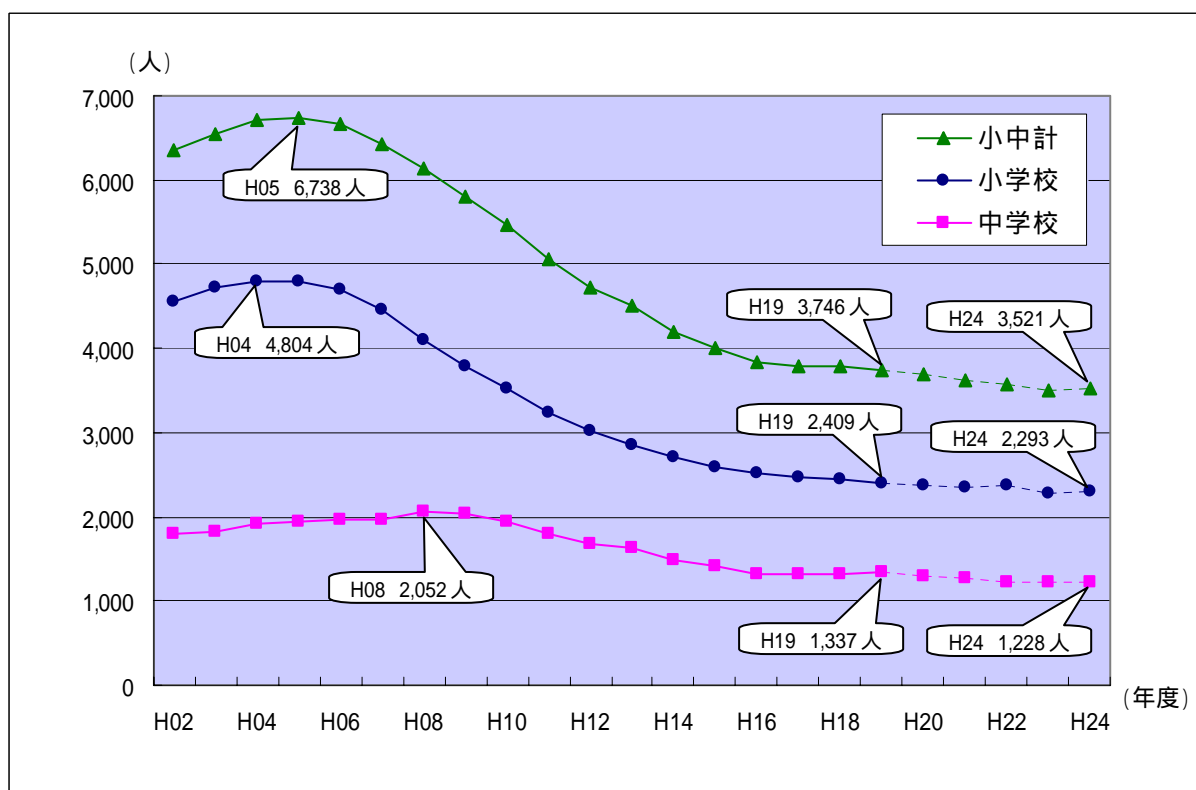
通常学級のみ

平成19年度は5月1日現在の数値

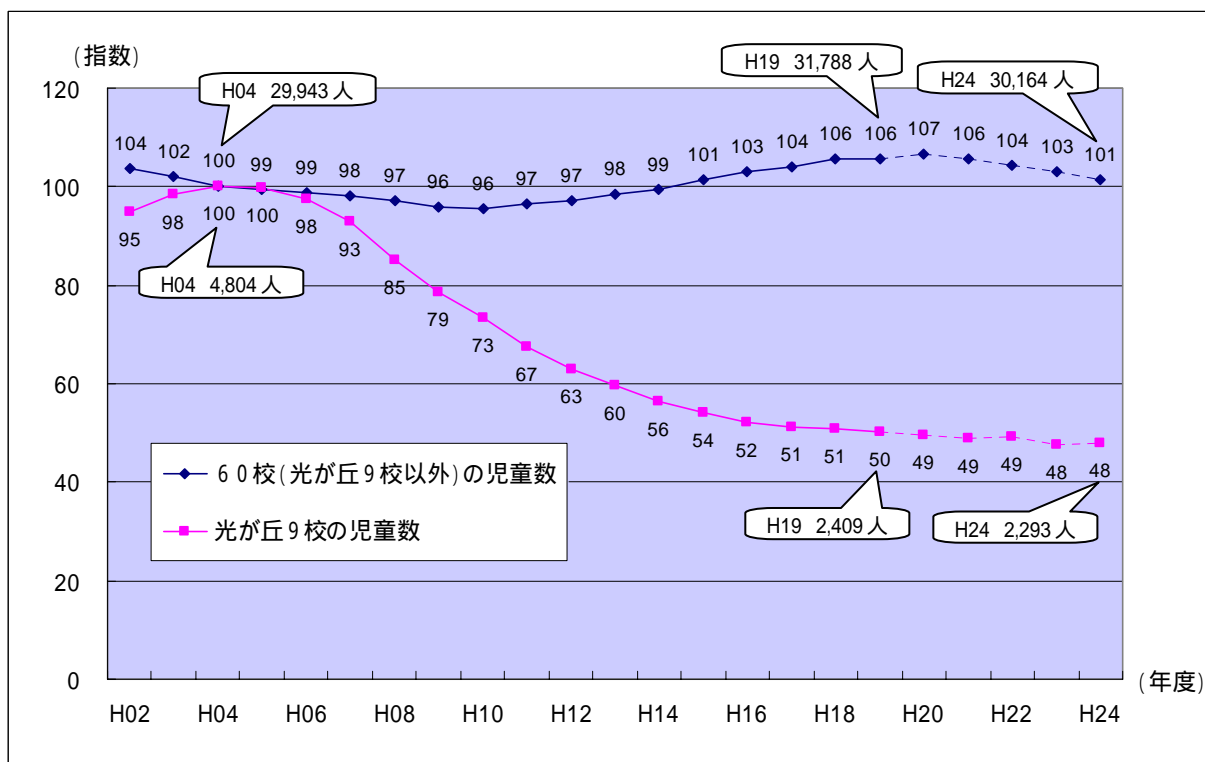
平成20年度から平成24年度は、東京都教育人口推計(平成19年度)による推計値

(資料 11)

(資料 12) 光が丘地区の小・中学校の児童生徒数の推移と今後の見込み(平成 2 年度～ 24 年度)

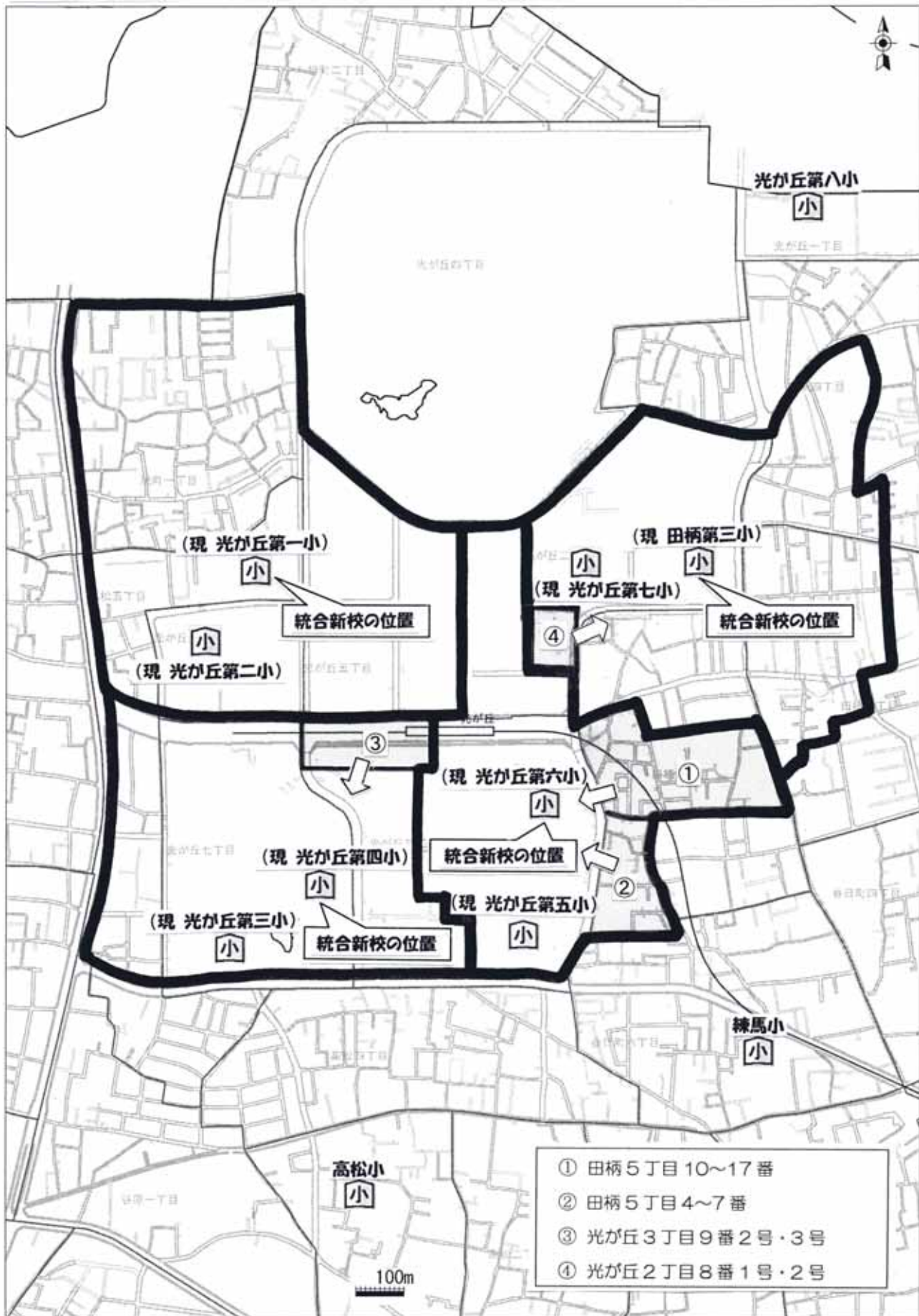


(資料13) 光が丘地区とそれ以外の地区における小学校の児童数の伸び率比較  
(平成2年度～24年度)



光が丘9校とは、光一小、光二小、光三小、光四小、光五小、光六小、光七小、光八小、田柄第三小をさす。光が丘9校の児童数の合計が最も多い平成4年度を指数100とした。平成19年度までは各年5月1日の数値、平成20年度以降は平成19年度東京都教育人口推計による推計値を基に算出した。

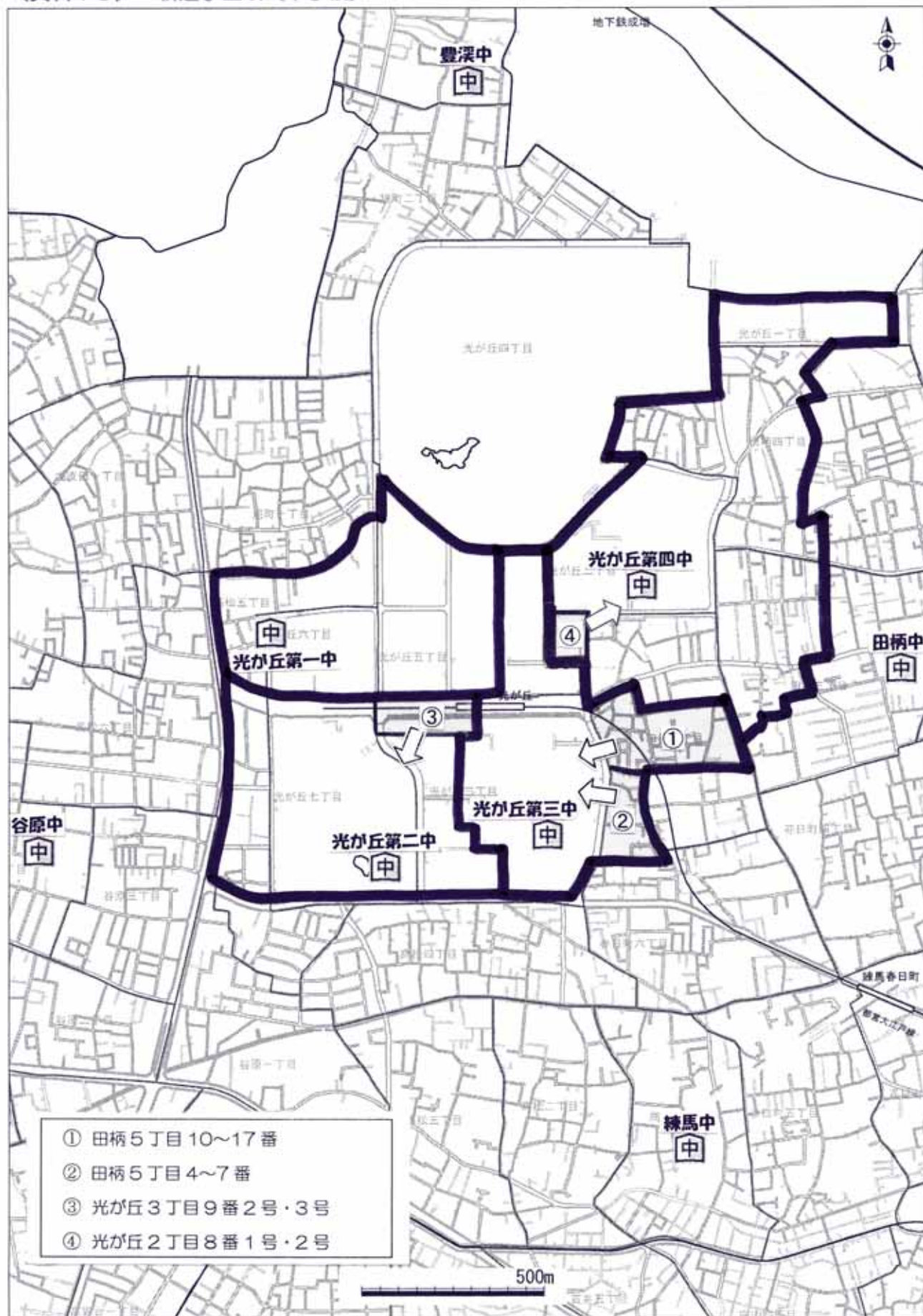
(資料14) 統合新校の位置および新通学区(小学校)



この背景の管内図の著作権は練馬区が有しています。



(資料15) 新通学区域 (中学校)



この背景の管内図の著作権は練馬区が有しています。

(資料15)

## 計画策定までの経過

平成15年	12月	「新行政改革プラン」の公表 適正規模検討委員会の設置
平成16年	3月	適正規模の制定
	7月	保護者等アンケート調査の実施
	8月	「学校施設白書」の公表
	9月	適正配置検討委員会の設置
平成17年	2月	「適正配置基本方針(案)」の公表 区民意見反映制度による意見募集
	4月	「適正配置基本方針」の公表
平成19年	6月	教育委員会による「第一次実施計画(案)」の協議開始
	8月	教育委員会による「第一次実施計画(案)」の協議終了
	9月	「第一次実施計画(案)」の公表 区民意見反映制度による意見募集 説明会の実施(8回)
	11月	保護者との意見交換会の実施(9回)
	12月	教育委員会による「第一次実施計画」の協議開始
平成20年	2月	教育委員会による「第一次実施計画」の協議終了 「第一次実施計画」の公表

**【担当】**

練馬区教育委員会 学校教育部 新しい学校づくり担当課

〒176-8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1

電 話 3 9 9 3 - 1 1 1 1 (代表)

5 9 8 4 - 1 0 3 4 (直通)

ファクス 3 9 9 3 - 1 1 9 6

電子メールアドレス [atgakko@city.nerima.tokyo.jp](mailto:atgakko@city.nerima.tokyo.jp)